

2018年1月11日

# Japan tax newsletter

EY税理士法人

## 平成30年度 税制改正大綱 資産課税概要

### EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、  
下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

平成29年12月14日に、平成30年度与党税制改正大綱が公表されました。以下、大綱で明らかにされたもののうち、資産課税に係る改正・見直し項目の概要を説明いたします。なお、今後の国会における法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

### Contents

- ▶ 事業承継税制の特例の創設等 2
- ▶ 一般社団法人等に関する  
相続税・贈与税の見直し 3
- ▶ 小規模宅地等の特例の見直し 4
- ▶ その他の改正案 5

# 1. 事業承継税制の特例の創設等

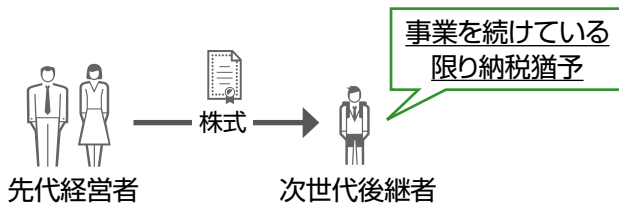
## (1) 概要

- ▶ 中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は喫緊の課題となっています。そのため、事業承継税制について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われます。

## (2) 改正内容

### A) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例の創設

- ▶ 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例は、非上場中小企業の先代経営者が次世代経営者に株式を贈与した場合又は先代経営者から次世代経営者が株式を相続した場合の贈与税又は相続税の納税を猶予する制度です。



- ▶ ただし、従来の制度では、納税猶予の対象株式は、総株式数の最大3分の2まで、猶予される相続税額は、対象株式に係る課税価格の80%に対する部分まで、承継後5年間平均80%以上の雇用を維持することが必要など、適用するための要件が厳しいものでした。平成30年度税制改正大綱では、中小企業の事業承継を促進するために10年間の期限付きで要件緩和等が行われた非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例の創設が盛り込まれています。
- ▶ 創設される納税猶予の特例は、特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続もしくは遺贈(以下、「贈与等」)により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得したすべての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予されます。

### B) 適用条件の緩和

- ▶ 平成30年度税制改正大綱では、下記の要件緩和等を含む特例の創設が見込まれています。

### 入口要件の緩和

現行制度	新設制度
① 総株式数の最大3分の2が対象	① 経営者が保有する全株式が対象
② 対象株式の課税価格の80%が対象(相続税)	② 対象株式の課税価格の100%が対象
③ 承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	③ 雇用確保要件を充足しない場合でも適用可能

#### ① 対象株式数要件

現行では、特例の対象となる対象株式数の上限が、発行済株式の総数の3分の2ですが、本特例では対象株式数の上限がなくなります。

#### ② 納税猶予額

現行では、対象株式に係る課税価格の80%に対応する相続税が猶予されていましたが、本特例では、対象株式に係る課税価格の100%に対応する相続税が猶予されます。

#### ③ 雇用確保要件

現行では、5年間平均で贈与等開始時の雇用の8割以上を維持すること(以下、「雇用確保要件」)が必要でしたが、雇用確保要件を満たさない場合でも本特例を適用することが可能となります。雇用確保要件を満たせない理由について、認定経営革新等支援機関の意見が記載された書類の提出が必要となります。

### 承継パターンの拡充

現行制度	新設制度
④ 贈与者は先代経営者1人のみ	④ 贈与者の制限なし
⑤ 事業承継者は代表権を有する後継者1人のみ	⑤ 代表権を有する最大3名まで承継可能
⑥ 相続時精算課税対象者は一定の贈与者の子や孫	⑥ 親族外の後継者について相続時精算課税の対象とする

#### ④ 贈与者等要件

現行では、対象株式の贈与者等は、先代経営者1名のみでしたが、特例後継者が先代経営者以外の者から贈与等により取得する対象株式についても、本特例の対象となります。

#### ⑤ 後継者要件

現行では、対象株式の贈与等を受ける者は、代表権を有する後継者1名のみでしたが、本特例では、代表権を有する複数人(最大3名)の後継者で議決権総数の上位3位までの者(同族関係者と併せて議決権総数の過半数を有する者で議決権の10%以上を有する者)への承継についても、本特例の対象となります。

#### ⑥ 相続時精算課税の適用対象者

現行では、贈与者の推定相続人又は孫でなければ相続時精算課税の適用を受けることができませんが、特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者であっても相続時精算課税制度の適用を受けることができます。

## 会社の要件



### ⑦ 会社の要件

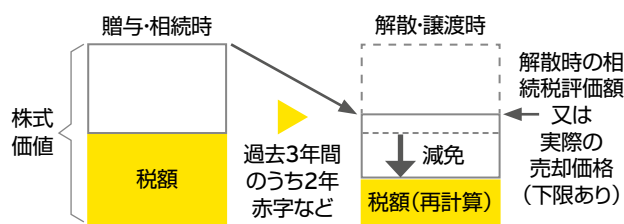
現行では、経営承継円滑化法の認定を受けた会社であることが必要ですが、本特例では、経営承継円滑化法の認定を受けた会社であることに加え、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に都道府県に特例承継計画の提出が必要となります。

## C) 経営環境変化に対応した減免制度

- ▶ 譲渡、合併、解散時等の納税猶予額の減免

現行制度では後継者が自主廃業や株式の売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税するため過大な税負担が生じる可能性がありました。新制度では株式の売却額や廃業時の株式評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額が減免されますので、経営環境の変化による将来の不安を軽減することができます。

- ▶ 会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 → 税負担に対する将来懸念を軽減



### (3) 適用時期

- ▶ 上記改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用となります。

### (4) 実務上の注意点

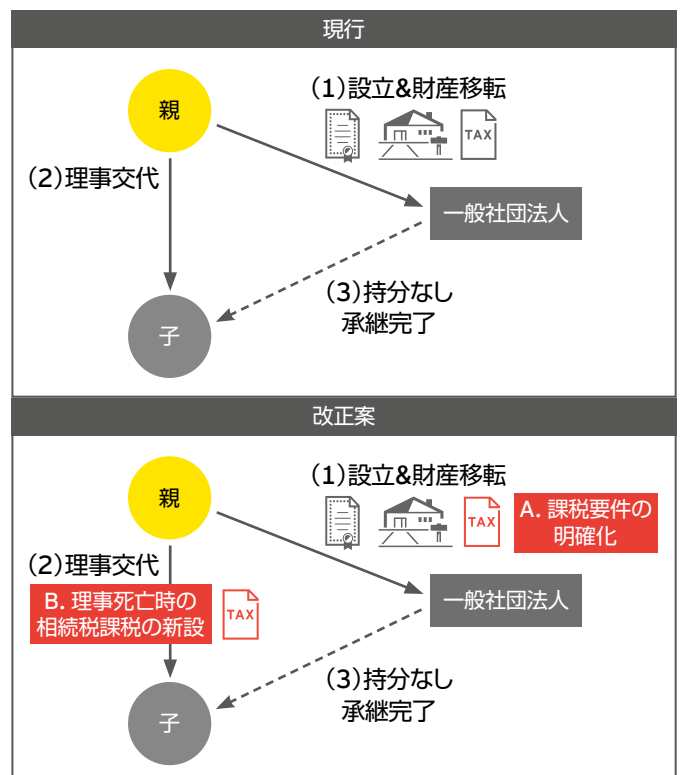
- ▶ 10年間限定の特例制度の新設であるため、特例制度期間内に事業承継の検討及び実行をする必要が発生するものと考えられます。
- ▶ 特例制度を適用するには、特例承継計画を都道府県に平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に提出する必要があります。

## 2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

### (1) 概要

- ▶ 平成20年に施行された公益法人制度改革により、旧制度における社団法人は一般社団法人又は公益社団法人に分離されました。このうち一般社団法人(非営利型の一般社団法人その他の法人を除く)には公益性の判断を要せず登記のみで設立することができるという特徴があります。一般社団法人には持分が存在しないことから、個人から一般社団法人に資産を移転することで将来の相続税の課税を半永久的に逃れられるという問題がありました。その問題に対する手当てとして、A)資産贈与等時の課税要件の明確化、B)理事が死亡した時の相続税課税の規定が新設されます。
- ▶ なお、上記については一般財団法人についても同様に新設されます。

- ▶ 改正のイメージ図



(1)個人から一般社団法人へ資産を贈与等する場合において、一定の要件を満たす場合には贈与税等が課税されることとされていましたが、現行においては要件規定が不明確なものでした。

(2)一般社団法人の理事を親から子へ交代することで、(3)一般社団法人が保有する資産を親から子へ承継することに類する状況が生じますが、現行においては特段の制限がありませんでした。

## (2) 改正内容

### A) 個人から一般社団法人等へ財産の贈与等があった場合の贈与税等の規定の明確化

- 個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く(以下、「一般社団法人等」))に対して財産の贈与等があった場合において、現行の要件(定款に役員に占める親族の割合を3分の1以下とする旨が規定されていること等)のうちいずれかを満たさない場合には、贈与税又は相続税が課税されることとし、規定の明確化がされます。

### B) 特定一般社団法人等に対する相続税課税の新設

- 次の要件のいずれかを満たす一般社団法人等(以下、「特定一般社団法人等」)の理事である者が死亡した場合には、当該法人の純資産額を同族役員数で按分した金額を対象に、その特定一般社団法人等に相続税が課税されます。

① 相続開始の直前において  $\frac{\text{同族役員数}}{\text{総役員数}} > \frac{1}{2}$  であること

② 相続開始前5年以内において  $\frac{\text{同族役員数}}{\text{総役員数}} > \frac{1}{2}$  である期間の合計が3年以上であること

\* 個人から当該法人への贈与時に課税された贈与税等の額は相続税額から控除されます。

\* 「同族役員」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者(被相続人が会社役員となっている会社の従業員等)をいいます。

\* 相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の理事であった者が死亡した場合についても適用されます。

## (3) 適用時期

- A) 個人から一般社団法人等へ財産の贈与等があった場合の贈与税等の規定の明確化の改正は、平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税等について適用されます。
- B) 特定一般社団法人等の理事が死亡した場合の相続税課税の規定は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の理事の死亡に係る相続税について適用され、平成30年3月31日以前の期間については、上記の特定一般社団法人等の要件②における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間に該当しないものとされます。

## (4) 実務上の留意点

- 平成30年4月1日以後に設立する一般社団法人等については、特定一般社団法人等の要件に留意する必要があります。すでに設立している一般社団法人等についても同要件

に該当するかの確認を行い、平成33年3月31日までに特定一般社団法人等に該当しない組織構造にするなどの対応が必要になることが考えられます。

- また、役員の変更が行われる都度、この制度に留意した人選を行うことが必要になることが考えられます。

## 3. 小規模宅地等の特例の見直し

### (1) 概要

- 小規模宅地等の特例は、被相続人の居住又は事業の用に供されていた宅地について相続税の課税価格を減額するものです。この特例は、相続人が相続した宅地につき居住又は事業の継続をするための配慮という政策目的から設けられましたが、現行制度においては、要件を満たす状態を意図的に作出することで税負担を軽減することが可能であるという問題があったことから見直しが行われます。

### (2) 改正内容

#### A) 貸付事業用宅地等の見直し

- 相続税を計算する際に、現金を相続する場合にはその額面通りの金額で課税されることとなりますが、貸付事業用宅地の場合には、200㎡までは、課税価格を50%軽減することができます。この制度は事業の継続の配慮のためにある制度ですが、相続前に宅地を購入し相続後に売却するという事業の継続を目的としない制度利用の実態があったため次の見直しが行われます。



\* 適用面積等について制限があります。

現行の制度内容	改正案
貸付事業の用に供されていた宅地等で次の要件を満たす宅地については、その宅地の面積のうち200㎡まで課税価格の50%を減額できる。 ✓ その宅地等の貸付事業を引き継ぎ、その相続税の申告期限まで継続すること ✓ その宅地等を相続税の申告期限まで所有していること	現行の要件に該当するものから次に掲げるものを除外する。 ✓ 相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く)

## B) 居住用宅地(持ち家に居住していない者)の見直し

- ▶ 持ち家に居住していない親族が被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を相続又は遺贈により取得する場合の適用要件が見直されます。

現行の制度内容	改正案
持ち家に居住していない親族が相続等する場合に、次のすべての要件に該当するときは、その宅地の面積のうち330㎡まで課税価格の80%を減額できる。 ✓ 相続開始前3年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有に係る家屋に居住したことがないこと ✓ その他一定の要件を満たすこと	現行の要件に該当する者から次に掲げる者を除外する。 ✓ 相続開始前3年以内に、 <u>その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者</u> ✓ 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

## C) 介護医療院に入所した場合の居住の用の判定

- ▶ 被相続人が介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、居住用宅地の特例を適用することができます。

\*「介護医療院」とは、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する新しい医療施設で平成30年4月1日以降に設立が可能な施設です。

## (3) 適用時期

- ▶ 上記の改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。なお、貸付事業用宅地等については同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用が除外されます。

## (4) 実務上の留意点

- ▶ 被相続人と同居していない親族が被相続人の宅地等を相続又は遺贈により取得することを想定した相続対策を行っている場合にはこの改正による影響を検討し直す必要があります。
- ▶ 貸付事業用宅地等による相続対策は3年以上の貸付を要することとなったため、節税効果の検討は長期的な視点が必要となります。

## 4. その他の改正案

### (1) 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置(登録免許税・不動産取得税)

- ▶ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画(仮称)の認定(同法の施行日から平成32年3月31日までの間にされたものに限る。)を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率が軽減されます。
  - ① 合併による不動産の所有権の移転登記  
1,000分の2(本則1,000分の4)
  - ② 分割による不動産の所有権の移転登記  
1,000分の4(本則1,000分の20)
  - ③ その他の原因による不動産の所有権の移転登記  
1,000分の16(本則1,000分の20)
- ▶ また、不動産取得税については、不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられます。

### (2) 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

- ▶ 所有権の移転登記がされていない土地を相続した相続人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、被相続人を登記名義人とするために受ける移転登記に係る登録免許税は免税とされます。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180111

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)